

# 第21期愛知県内水面漁場管理委員会

## 第10回会議議事録

令和5年7月27日  
内水面漁場管理委員会委員室





事務局（鈴木）	<p>定刻となりましたので始めさせていただきます。開会に先立ちまして、配布資料の確認をさせていただきます。</p> <p>資料は会議次第、配席図、第1号議案、第2号議案、の以上4種類です。なお、第1号議案の資料3につきましては、机上配布の資料と差し換えをお願いします。過不足はございませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(資料確認)</p> <p>それでは、ただ今から第10回愛知県内水面漁場管理委員会会議を開催します。</p> <p>最初に田村会長から御挨拶をお願いいたします。</p> <p>会長（田村）</p> <p>第10回愛知県内水面漁場管理委員会の開会にあたり、一言、御挨拶を申し上げます。</p> <p>委員各位、また、行政関係者の皆様には暑い中、また御多忙のところ、当会議に御出席いただきまして、お礼を申し上げます。</p> <p>さて、先週梅雨も明けて夏本番といったところですが、この6月7月は豪雨の被害が全国で起きるようになりました。本県におきましても、6月2日の大雨により、ウナギやアユの養殖施設の被害の他、ヤナの一部破損や河川のアユの流失といった被害もあったとのことで、最盛期にその影響がどう出るか心配されるところです。</p> <p>一方、寒狭川広見ヤナが復旧作業を終えてオープンし、賑わいを取り戻しているようで、これについては明るい話題かなと思います。</p> <p>漁業は自然相手の生業ですので、苦労することも多々あるかと思いますが、今後も漁協さんの御尽力が実りまして、内水面漁業が上向くことを願うとともに、多くの遊漁者で本県の河川が賑わうことを期待しております。</p> <p>本日の議題は、議案2件となっております。</p> <p>委員の皆様には、円滑な議事進行に御協力をいただくことをお</p>
---------	---

	願いいたしまして、私の挨拶といたします。
事務局（鈴木）	<p>ありがとうございました。</p> <p>年度が替わり時間は経っておりますが、今年度初めての委員会会議ですので、水産課におきまして異動のありました職員を事務局から紹介させていただきます。</p> <p>水産振興監の岡本俊治でございます。</p> <p>次に、少し遅れておりますが、水産課長は柴田晋作でございます。次に、水産課担当課長の坂口泰治でございます。次に、水産課漁業調整グループ課長補佐の大橋昭彦でございます。最後に、水産課漁業調整グループ課長補佐の荒川哲也でございます。</p> <p>以上、よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、岡本水産振興監から御挨拶をお願いいたします。</p>
水産振興監（岡本）	<p>第10回愛知県内水面漁場管理委員会の開催にあたりまして、私も一言御挨拶申し上げます。</p> <p>委員の皆様方には、お忙しい中、お暑い中、また遠路より御出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>暑いと言えば、ウナギの話になるのですが、7月30日、日曜日が丑の日を迎えます。報道でも最近ウナギの話題がよく出ております。本日、愛知県養鰻漁業者協会の方々がPRのために知事訪問されております。今日の夕方のニュースで取り上げてもらえるのではと思います。愛知県産のウナギがこの夏、消費が伸びることを期待しております。</p> <p>さて、田村会長の御挨拶にもありましたとおり、6月2日の大雨による農林水産被害は、農地や林業被害を含めた被害額は、77億円と甚大なものとなりました。</p> <p>水産業被害への支援策につきましては、国に対して支援を要請していくとともに、現在県として何ができるかを検討しているところでございます。</p> <p>本日の議題は、議案2件と伺っております。</p>

	<p>慎重審議をお願いしまして、私からの挨拶とさせていただきます。</p>
事務局（鈴木）	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日は定数 10 名のうち、9 名の出席を得ましたので、漁業法第 173 条で準用する第 145 条第 1 項の規定によりまして、この委員会の会議は成立いたしました。</p> <p>それでは、委員会運営規程第 5 条第 2 項によりまして田村会長に議長をお願いいたします。</p>
会長（田村）	<p>私が議長をつとめますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>では、委員会運営規程第 11 条第 2 項の規定に基づき、議事録署名者を指名します。議事録署名者には、議長の私と、愛敬委員、村松委員にお願いいたします。</p>
	<p>ただ今より議事に入ります。</p> <p>第 1 号議案の「内水面漁場計画について」水産課から説明をお願いします。</p>
水産課（黒田）	<p>はじめに、右肩に参考資料と書かれた資料を御覧ください。</p> <p>今回の諮問内容に入る前に、漁業権一斉切替えの概要について御説明いたします。</p> <p>資料左側が一斉切替えの手続きの流れでありまして、右側に各手続きのスケジュールを記載しております。</p> <p>漁業権の存続期間は、共同漁業権にあっては 10 年、区画漁業権にあっては 5 年でありまして、現在免許されております内水面の共同漁業権及び区画漁業権は、いずれも本年 12 月 31 日をもって、存続期間が満了となります。</p> <p>内水面の漁業権を免許するにあたり、漁業法第 67 条第 1 項の規定に基づき、知事は内水面漁場計画を定める必要がございまして、内水面漁場計画に定める漁業の免許を受けようとする者は、県に</p>

免許申請することとされています。

内水面漁場計画の作成のため、はじめに手続きの一番上にありますように、昨年7月から8月にかけまして、関係漁協等から漁業権の行使の実態や、漁場の状況、将来計画などについて調査を行いました。

それらを参考に作成した内水面漁場計画の素案につきまして、令和5年6月から7月にかけて、利害関係人からの意見聴取を行いましたところ、特に意見の提出はありませんでした。

また、同時期に、漁業権一斉切替えに係る水産庁通知に基づき、河川管理者である国土交通省中部地方整備局、本県建設局及び関係市町村等への事前協議をいたしまして、特に差し支えない旨の回答を得ております。

これら利害関係人からの意見収集及び河川管理者への事前協議の結果を踏まえ、今回、内水面漁場計画の案を作成いたしました。

太枠で囲まれた箇所が本日の委員会でございまして、内水面漁場計画案を作成したときは、内水面漁場管理委員会の意見を聽かなければならぬことが漁業法第64条第4項に規定されておりまして、今般、貴委員会の御意見を伺いたく諮問するものでございます。

貴委員会は、本諮問を受けた後、利害関係人の意見を聞く公聴会を開催することとなります。これは、漁業法第64条第5項において、「愛知県内水面漁場管理委員会は、内水面漁場計画の案に対する意見を述べようとするときは、あらかじめ、期日及び場所を公示して公聴会を開き、当該内水面において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人の意見をきかなければならない」と規定されていることによるものでございます。

公述人の申出のあった利害関係人からの意見を聞いた後、貴委員会から答申を頂く流れとなりますのでよろしくお願ひいたします。

なお、公聴会の開催内容につきましては、本諮問の後に、事務局から説明がございます。

貴委員会からの答申を受けた後、漁業法第64条第6項の規定に基づき、県は内水面漁場計画の公表及び申請期間の公示をいたします。

時期は9月上旬を予定しており、方法につきましては水産庁通知に基づき、水産課ウェブページにて行う予定であります。

申請期間は、ウェブページ公示の翌日から10月末までを予定しております。

公示後、漁業協同組合は、総会決議等の手続きを経て、申請期間内に漁業権の免許申請を行います。

申請受付後、県は漁業法に基づき、免許についての適格性や免許すべきものの決定などについて書類審査を行いまして、令和5年12月を予定しております内水面委員会にて意見をお伺いしたうえで、令和6年1月1日に漁業権の免許及び免許漁業原簿への登録をいたします。

以上が、漁業権一斉切替えの手続き及びスケジュールでございます。

なお、2ページ以降に、参考として関係法令の抜粋を掲載しております。

それでは、今回の諮問「内水面漁場計画について」に移らせて頂きます。

資料の1ページを御覧ください。諮問文を朗読いたします。

### 「諮問文朗読」

資料の2から10ページが、別紙となる内水面漁場計画案でございます。

それでは、2ページを御覧ください。

内水面漁場計画案について御説明いたします。

1、公示番号、2、漁場の位置、3、漁場の区域、4、漁業の種類、8、関係地区につきましては、3ページ以降にあります別表のとおりでございます。

3ページを御覧ください。

表左から、公示番号、漁場の位置、漁場の区域、漁業の種類及び関係地区を示してございます。

2ページにお戻りいただきまして、5、漁業時期につきましては、共同漁業、区画漁業とともに1月1日から12月31日までとしております。

6、存続期間につきましては、共同漁業は、令和6年1月1日から令和15年12月31日までの10年間、区画漁業は、令和6年1月1日から令和10年12月31日までの5年間としております。

7、区画漁業権における個別漁業権又は団体漁業権の別につきましては、全て個別漁業権となります。

個別漁業権とは、漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会が免許を受ける団体漁業権以外の漁業権を指し、本県内水面の区画漁業権においては、現在個人に免許しております。

9、その他漁業権の設定に関し必要な事項につきましては、従来の「制限又は条件」の記載と同じ内容でありまして、共同漁業については、「内共第1号、内共第7号、内共第13号及び内共第17号については、人造湖を構築した目的を達するための必要な行為に対しては、これを拒んではならない」、区画漁業については、「農業生産に著しく支障を及ぼす行為をしてはならない」としております。

次に、内水面漁場計画案の内容についてでございますが、現在の漁業権と今回の内水面漁場計画案との変更点に絞って説明させていただきます。

お手元にあるA4縦の右上に資料1と書かれておりますのが、「内水面漁場計画案の主な変更点」でございます。

A4横右上に資料2と書かれておりますのが、「新旧比較表」でございます。

A3縦右上に資料3と書かれておりますのが、「漁場区域図」でございます。

資料1を中心にして御説明いたしますが、併せて資料2及び資

料3を御覧いただければと思います。

それでは、資料1の1ページを御覧ください。

共同漁業から御説明いたします。

1、近年操業実績がなく、今後とも操業計画がないため、削除又は変更した漁業権につきましては、(1)漁業権の削除はございません。

(2)既存の漁業権の漁業種類の削除につきましては、表のとおり5漁業権、延べ9漁業について削除を行いました。

なお、表に記載されております番号は、今回新たに設定する漁場計画の番号でございます。現在の免許番号につきましては、資料2の旧免許番号の欄に記載しております。

内共第1号につきましては、資料2は1ページの一番上、資料3は1ページの図右上にございます。

現在は大入川漁協が漁業権者であり、今回コイを削除としております。

内共第11号及び内共第12号につきましては、資料2は3ページの下2つ、資料3は2ページの図右上にございます。

両漁業権とも、現在は名倉川漁協が漁業権者であり、今回内共第11号ではコイ及びフナ、内共第12号ではコイを削除しております。

内共第14号につきましては、資料2は4ページの真ん中、資料3は2ページの図左上にございます。

現在は矢作川漁協が漁業権者であり、今回コイ、フナ、オイカワ及びウグイを削除しております。

内共第19号につきましては、資料2は5ページ下から2番目、資料3は2ページの図下段の真ん中あたりにございます。

現在は男川漁協が漁業権者であり、今回フナを削除しております。

いずれの漁業権にしましても、組合員が減少する中、これらの魚種を対象とする漁業者がいなくなつたことが主な理由でございまして、地元の意向も踏まえ削除したものでございます。

(3) 漁場の区域の削除につきましては、表のとおり 2 漁業権について削除を行いました。

内共第 11 号及び内共第 12 号につきましては、資料 2 は 3 ページの下 2 つ、資料 3 は 2 ページの図右上にございます。

資料 3 につきまして、今回削除した漁場の区域を赤色で表記しております。

いずれの漁業権にしましても、組合員の減少に伴い、当該区域が漁場としてほとんど利用されなくなったことが主な理由でございまして、地元の意向も踏まえ削除したものでございます。

次に、2、漁協からの要望を適當と認め、新たに設定又は変更した漁業権につきましては、(1) 漁業権の新規設定、(2) 漁業種類の追加、(3) 漁場の区域の追加は、いずれもございません。

(4) 関係地区の変更につきましては、表のとおり 2 漁業権について、組合定款の変更に伴い関係地区を追加したものでございます。

裏面 2 ページを御覧ください。

3、その他につきましては、免許する県の変更に伴い、現在の内共第 15 号の矢作川及び内共第 23 号の木曽川を漁場計画から削除しております。

資料 3 の 2 ページの図の上段、矢作川の緑色で表記された河川区域が現在の内共第 15 号でございまして、3 ページ、木曽川の河川区域が現在の内共第 23 号でございます。

本県と岐阜県の県境を含む共同漁場の漁業権につきましては、両県の申し合わせに基づき、交互に免許することとしており、今回の一齊切替えでは岐阜県が免許いたします。

続きまして、区画漁業について御説明いたします。

区画漁業につきましては、現在 2 つの個別漁業権を免許しております。

資料 2 は 7 ページ、資料 3 は 4 ページでございます。

いずれも養殖実績があり、今後も計画をする必要があると認め、現行の免許内容と変更なく漁場計画を作成することとしております。

	<p>3、その他につきましては、従来の漁場計画に記載のあった地元地区につきまして、漁業法の改正により、内水面漁場計画に定める事項から個別漁業権の関係地区が除外されたため、漁場計画に記載しておりません。</p> <p>以上が、現行の漁業権からの主な変更点でございます。</p> <p>説明は以上となります。</p> <p>御審議、よろしくお願ひいたします。</p>
会長（田村）	ありがとうございました。ただ今の内容につきまして、何か御質問等はございますか。
委員（田代）	免許の更新は共同漁業が10年、区画漁業が5年ということですが、抜粋した漁業法に「五年ごとに漁場計画を定める」とあります、どういうことですか。
水産課（黒田）	存続期間に関しては、共同漁業10年、区画漁業5年と決められております。一方、漁業法六十七條にある漁場計画については、漁業法改正により、5年ごとに定めることと規定されており、内容について漁業計画に変更が生じた時には、漁業権免許の変更申請により対応するということになります。
水産課（大橋）	田代委員からの御質問に対する補足ですが、漁業法第七十五条に漁業権の存続期間について、共同漁業権10年・区画漁業権5年と規定しております。
委員（田代）	漁業権の更新は10年と5年であるが、漁場計画の策定については5年ごとであるということですね。わかりました。
会長（田村）	他にいかがでしょうか。
委員（宮川）	資料1の漁業種類の削除に関連してお伺いいたします。

	内共6号下豊川漁協さんのテナガエビについて、増殖目標が未達であったのに、継続すると理解しましたが、現状を教えてください。
水産課（黒田）	内共第6号のテナガエビにつきましては、昨年度に行った漁協へのヒアリング調査等において、下豊川漁協さんの方から増殖目標に努めるので、引き続き漁業権を設定してほしいとの申し出がありました。その上で、令和5年度の増殖の取組につきまして、先日確認したところ、すでに目標の25kgを上回る26kgの実績を挙げているという状況でした。下豊川漁協さんは今年度だけでなく、今後も目標達成にしっかりと取り組んでいくということですので、県としては引き続き漁業権を設定することとしています。
委員（宮川）	いい話だと思います。目標達成に向けて今までと違うやり方をされたんでしょうか。
水産課（黒田）	これまでも下豊川漁協さんは採捕に努めていましたが、成果が出ていませんでした。例えば昨年度ですと、秋頃にテナガエビの採捕に取り組んでいたのですが、秋に多雨が続いて水位が上がりてしまいなかなか採捕ができなかった。また、テナガエビの種苗についても、漁業権魚種に設定している他県漁協等に依頼したが入手できなかった。今年度につきましては、なんとか達成するために春から移植採捕に取り組んだことが功を奏し、採り方もたも網でなく待網といった漁具を使って成果を上げるよう努力をされましたと聞いております。
会長（田村）	質問もないようですので、第1号議案については、公聴会で利害関係人の意見を聴いた上で、次回の委員会で採決をとります。公聴会の開催につきましては、事務局から説明願います。
事務局（黒田）	それでは、事務局から公聴会の開催について、御説明させてい

ただきます。

お手元の右肩に公聴会資料と書かれた告示案を御覧ください。

公聴会につきましては、先程の冒頭「漁業権一斉切替えの手続き及びスケジュール」で説明がありましたとおり、利害関係人からの意見を聽かなければならぬという漁業法の規定に基づき開催するものでございます。

1、開催の日時及び場所につきまして、御説明いたします。

新城設楽地区と東三河地区につきましては、8月31日、木曜日午後1時30分から、豊橋市にございます愛知県東三河総合庁舎3階301会議室で行う予定としております。

海部地区、西三河地区及び豊田加茂地区につきましては、9月4日、月曜日午後1時30分から、名古屋市中区三の丸にございます愛知県三の丸庁舎8階会議室801で行う予定としております。

2、案件につきましては、先程水産課から説明のありました内水面漁場計画案についてでございます。

3、公述の申出につきましては、公述申出書の提出期限を8月25日、金曜日としたものでございます。

4、関係図書の縦覧期間及び場所につきましては、案件の関係図書は内水面漁場計画案を指しておりますが、公聴会開催までの間、県庁水産課、海部農林水産事務所農政課、西三河農林水産事務所水産課、豊田加茂農林水産事務所農政課、新城設楽農林水産事務所農政課、東三河農林水産事務所水産課及び愛知県内水面漁場管理委員会に備え置いて、閲覧することができるというものでございます。

5、公述申出書の配布場所及び提出先につきましては、愛知県内水面漁場管理委員会を定めております。

以上が、公聴会に関する説明でございます。

なお、9月4日の公聴会終了後に、引き続き第11回の内水面委員会を開催する予定としておりますので、出席についてよろしくお願ひいたします。

会長（田村）	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今の説明につきまして、何か御質問等はございますか。</p> <p>質問もないようですので、公聴会の開催及び公示については、事務局の説明どおりで御異議はございませんか。</p>
委員（多数）	(異議なし)
会長（田村）	<p>異議なしの声がございましたので、そのように進めさせていただきます。</p> <p>続きまして、第2号議案「令和5年度愛知県内水面漁場管理委員会が実施する調査について」事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局（黒田）	<p>議案「令和5年度愛知県内水面漁場管理委員会が実施する調査について」御説明いたします。</p> <p>当委員会が毎年実施しております調査を整理し、御協議いただいた上で実施させていただきたいと考えております。</p> <p>1ページを御覧ください。本年度につきましては、昨年度と同様に、「漁場実態に関する調査」、「令和5年度増殖実績及び令和6年度増殖計画に関する調査」の2つの調査を計画しております。</p> <p>一つ目、「漁場実態に関する調査」について御説明いたします。本調査は漁場における課題を把握するため、外来生物の生息・被害状況、冷水病を始めとした魚病の発生状況、鳥類による食害対策及び漁場環境の保全について調査いたします。</p> <p>なお、調査結果は全国内水面漁場管理委員会連合会が実施する中央省庁への要望活動に利用される予定となっております。</p> <p>調査時期は8月、調査は漁業権を免許した漁協を対象に実施いたします。</p> <p>なお、調査対象期間につきましては、全国内水面漁場管理委員</p>

会連合会の要望活動の調査に合わせ、全調査項目について、令和4年6月1日から記入日までとしております。

2ページから9ページまでが調査表となっております。

3ページから4ページを御覧ください。ここでは、外来魚の生息・被害状況、課題や問題点などについて、調査いたします。

5ページから6ページを御覧ください。ここでは、魚病の発生状況、冷水病対策などについて、調査いたします。

7ページから8ページを御覧ください。ここでは、鳥類による食害状況、駆除方法やその効果、問題点などについて、調査いたします。

9ページを御覧ください。ここでは、漁場環境の保全について、現状の問題点などについて調査いたします。

10ページを御覧ください。

10ページから21ページまでは、令和5年5月、全国内水面漁場管理委員会連合会の総会において決議された要望活動の提案書を載せてございます。

昨年度の漁場実態調査結果につきましては、全国内水面漁場管理委員会連合会の要望活動調査を通じて、この提案書に盛り込まれております。

11ページを御覧ください。

外来魚対策についての提案です。

なお、昨年度の本委員会での漁場実態調査結果に関する内容の記載部分に下線をひいております。以降の提案につきましても、同様でございます。

ここでは、昨年度の漁場実態調査で報告された、オオクチバスやブルーギルといった外来魚による被害対策に関する提案がなされております。

13ページを御覧ください。

魚病対策についての提案です。

ここでは、昨年度の調査で報告された冷水病、また過去に報告されたエドワジエラ・イクタルリ症の対策に関する提案がなされ

ております。

15 ページを御覧ください。

鳥類による食害対策についての提案です。

ここでは、昨年度の調査で報告されたカワウやサギ類といった鳥類による被害対策に関する提案がなされております。

16 ページから 18 ページを御覧ください。

河川湖沼環境の保全及び啓発についての提案です。

ここでは、昨年度の調査で報告された、「土砂の流入及び堆積」、「魚道の機能不全」、「ダムからの濁水の放出」などに関する提案がなされております。

それでは 1 ページに戻りまして、当委員会が実施する調査の二つ目「令和 5 年度増殖実績及び令和 6 年度増殖計画に関する調査」について御説明いたします。

河川や湖沼の漁業権である第 5 種共同漁業権の設定には、漁業法第 168 条により、当該河川及び湖沼が増殖に適していること及び共同漁業権の免許を受けた者が増殖を行うことが必要と規定されています。

また、委員会はこの増殖の目安として、毎年その増殖方法及び目標数量を公示する必要があります。

このため、漁業権者による増殖が適切に行われているかどうか、また、令和 6 年度の増殖目標数量算定の参考とするため、各漁業権の増殖実績と増殖計画を調査するものです。

調査時期は 10 月、調査は漁業権を免許した漁協を対象に実施いたします。

23 ページに調査表をお示ししております。

ここでは、魚種毎の増殖目標数量に対する本年度の実績、翌年度の計画について調査いたします。

1 ページにお戻りください。

この 2 つの調査結果につきましては、「漁場実態に関する調査」については令和 5 年 11 月、2 つ目の「令和 5 年度増殖実績及び令和 6 年度増殖計画に関する調査」については、令和 6 年 3 月開催

	<p>予定の委員会にて報告させていただく予定としております。</p> <p>以上で今年度の調査計画の説明を終わります。御審議よろしく お願ひいたします。</p>
会長（田村）	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今の説明につきまして、何か御質問等はございますか。</p>
委員（大内）	<p>仲間の釣り人から今年はコクチバスが異常に大量発生している。その発生の原因と、なぜオオクチオバスが減ってコクチバスが多くなったのかの実態がわかるとうれしいと言われました。その点を踏まえて調査に臨んでいただけするとありがたいです。</p>
事務局（黒田）	<p>今回の調査でコクチバスが増えているということが明確に示されるかもしれません。</p>
委員（田代）	<p>今の質問にも関わることですが、外来種の一覧表などを付けていただくとよりよいのではと思いました。</p>
水産課（大橋）	<p>みなさんにわかるような形で、できるだけ工夫していきたいと思います。</p>
委員（田代）	<p>第2号議案23ページの調査表の産卵場造成にアユの欄がないことに疑問を持ったのですが、教えてください。</p>
事務局（黒田）	<p>アユの産卵場造成については、今年3月の委員会の場で増殖実績の報告の際にお話させていただきましたが、内共第6号の豊川上漁協さんが自主的に取り組んでおります。但し、現在は増殖方法としてアユの産卵場造成が認められているわけではないので、今回の調査項目の欄には設定していません。なお、現在水産試験場と豊川上漁協さんでアユの産卵場造成の効果について調査を行っているところでありますて、今回の漁業権一斉切換のタイミ</p>

	ングで増殖目標の考え方等について整理をする中で、アユ産卵場造成についても増殖方法に加えることを検討している状況です。
委員（田代）	反映される可能性もあるということですか。
事務局（黒田）	そういう可能性を含めて検討しているところであります。
会長（田村）	他に質問はございませんか。
	質問もないようですので、議案を採決することに御異議はございませんか。
委員（多数）	(異議無し)
会長（田村）	異議無しの声がございましたので、議案を採決いたします。原案を適当と認めることに賛成の委員は挙手願います。
委員（全員）	(挙手全員)
会長（田村）	ありがとうございました。 挙手全員と認め、「令和5年度愛知県内水面漁場管理委員会が実施する調査について」は原案どおり適当と認めることといたします。
	以上で本日予定の議題は全て終了しましたが、議題以外でもけっこうです。何かございますか。
委員（宮川）	今朝の日経の朝刊にウナギ蒲焼き高いと載っておりましたが、今期のシラスウナギの池入れ量、出荷具合、価格等含めて、わかる範囲で教えてください。

水産課（原田）	<p>シラスウナギの池入れ状況等について、御説明させていただきます。</p> <p>まず、今漁期のシラスウナギの採捕状況について、中国、台湾、韓国、日本の全体のシラスウナギの採捕につきましては、中国で来遊時期が例年よりやや早く、11月下旬に採捕が始まりました。しかし、その後は国内外共に採捕量が少なくなり、低迷した状況が続いてしまいました。後半は中国での採捕が持ち直しましたが、最終として、世界的には50トン程度の採捕量と言われております。これは不漁だった昨年の42.8トンよりは2割程多いものの、一昨年の58.8トンには届かなかった結果ということで採捕量は低迷していましたという形になります。一方、国内のシラスウナギの池入れ実績は全国では5月末迄、これでほぼ最終ということになると思いますが、16.2トンでして、これは昨年漁期と全く同じ数字となっています。本県については、同じく5月末迄で全122業者中107業者さんが池入れを行い、3.8トンという実績になっています。これは昨年の3.4トンよりやや多いものの、一昨年の4.5トンに比べますと少なく、池入れ数量全体もちょっと厳しい状況ということになります。</p> <p>また、池入れシラスウナギの単価ですが、本年は5月末迄の平均でキロ255万円ということになり、昨年度のキロ233万円よりやや高い傾向です。一昨年の比較的シラスウナギが採れていた時はキロ107万円でしたので、今漁期は昨年度に引き続き高値ということで、養殖業者さんにとっては厳しい漁期になりました。</p> <p>中国での採捕が後半持ち直したということですが、前半採捕量が少なかったので、この土用の丑の日近くに出荷される早期のウナギは出せる量がそんなに多くはないのではないかと言われており、価格は高値で推移していると聞いております。以上です。</p>
会長（田村）	<p>ありがとうございました。 他によろしいですか。</p>

これをもちまして、第21期第10回委員会を終了します。

委員の皆様、お疲れ様でした。

議長

議事録署名者

議事録署名者

